

令和4年度「地方分権改革に関する提案募集」に係る本県提案に対する国の対応方針

提案項目	対応方針（12/20 閣議決定）
<p>圃地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化</p> <p>【一部実現】 ※大臣協議は存続</p> <p>[県・市町連携提案] 神戸市</p>	<p>[地震防災対策特別措置法関係]</p> <p>地震防災緊急事業五箇年計画については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取（2条3項）に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</u> ・<u>計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要がある場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</u>
<p>圃地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止</p> <p>【提案を踏まえ検討】</p> <p>[県・市町連携提案] 神戸市</p>	<p>[地域再生法関係]</p> <p>（ii）地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、<u>地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。</u>その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
<p>私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し</p> <p>【提案と異なる対応】 ※現行制度は変更なし</p> <p>[県・市町連携提案] 神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、たつの市</p>	<p>[多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業関係]</p> <p>幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、<u>事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</u></p>
<p>圃セーフティネット保証・危機関連保証のオンライン化</p> <p>【実現】</p> <p>[県・市町連携提案] 川西市</p>	<p>[中小企業信用保険法関係]</p> <p>セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定（2条5項及び6項）に関する手続については、<u>令和5年度の手続までにオンライン化する。</u></p>
<p>圃過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定</p> <p>【実現】</p>	<p>[過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法関係]</p> <p>過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画については、<u>令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。</u></p>
<p>新型コロナウイルス感染症患者の法第19条の規定による入院に関する事項等の見直し</p> <p>【提案と異なる対応】 ※現行制度は変更なし</p> <p>[県・市町連携提案] 西宮市、洲本市</p>	<p>[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係]</p> <p>（ii）入院の勧告（19条1項）又は措置（同条3項）の実施主体については、<u>入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</u></p>

提案項目	対応方針（12/20 閣議決定）
<p>地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化</p> <p>【一部実現】</p> <p>[県・市町連携提案] 神戸市、明石市、洲本市、たつの市</p>	<p>〔自殺対策基本法関係〕</p> <p>地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、<u>地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>
<p>社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し</p> <p>【一部実現】</p> <p>※調査の統合はなし</p> <p>[県・市町連携提案] 神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市</p>	<p>〔統計法関係〕</p> <p>社会福祉施設に関する調査については、<u>政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年度調査から、<u>オンラインによる調査等を拡充する。</u> ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和6年の当該調査に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・福祉行政報告例（報告表第54表及び54の2表）の月報については、<u>地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>
<p>圃酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化</p> <p>【一部実現】</p> <p>※大臣協議は存続</p> <p>[県・市町連携提案] 神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町</p>	<p>〔酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律関係〕</p> <p>都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（2条の3及び2条の4）については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」（昭58農林水産省畜産局長）を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、<u>簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。</u> ・都道府県計画等は地方公共団体における<u>既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。</u>
<p>自動車 NOx・PM 法の規定による特定事業者の要件緩和</p> <p>【提案と異なる対応】</p> <p>※台数要件は緩和なし</p>	<p>〔自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法関係〕</p> <p>自動車使用管理計画（33条）については、都道府県及び事業者の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令を改正し、<u>特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目について削減する。</u> ・<u>大気汚染物質を排出しない車両が、自動車使用管理計画の作成要件にあたる政令で定める台数に含まれないことを明確化し、都道府県に通知する。</u>